

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第 89 号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第109号）の施行期日は、平成17年12月1日とする。

(消防局予防部指導課)